

多摩六都科学館では、館庭販売における事業者を募集します。

1. 主旨

多摩六都科学館指定管理者株式会社乃村工藝社（以下「指定管理者」という。）は、多摩六都圏域（小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市の5市。以下「圏域」という。）の食と農の文化振興および圏域の魅力発信に寄与することを目的とし、多摩六都科学館利用者へのサービス向上を図るため、圏域の事業者が多摩六都科学館（以下、「科学館」という。）の館庭において飲食物を販売する場所を提供するものとする。

2. 募集概要

（1） 出店資格

圏域市のいずれかに所在する事業者、又はそれらによって組織された商店会・事業組合等の他、この他指定管理者が出店を認めるもので、保健所が認める臨時出店届を保有する事業者とする。

（2） 出店期間

2019年4月1日～2020年3月31日とし、1年の自動更新とする。

更新を希望しない場合は、指定管理者が定める期限までに申し出ることとする。

（3） 出店場所

多摩六都科学館 館庭（西東京市芝久保町 5-10-64）

1区画：15㎡ ※スペースは指定管理者が定めた区画での営業とする。

（4） 営業報告および管理費

営業報告は、毎月1ヶ月分を翌月1日（1日が休館日等の場合は、予め指定管理者が定めた日）に指定管理者に売上報告をするとともに、管理費として当該月の売上金の10%および出店日数に合わせた日額209円を乗じた額を、報告月の月末までに指定管理者に支払うこととする。

3. 条件

（1） 営業許可証の写しを提出すること。

（2） 飲食物の販売中発生した事故を補償する保険に加入し、その保険証書の写しを提出すること。

（3） 出店する月毎の予定（使用日）3ヵ月分を、3月（4月～6月分）、6月（7月～9月）、9月（10月～12月）、12月（1月～3月）に報告する。

（4） （3）で報告していた使用日に使用できなくなった場合は速やかに連絡すること。

（5） 同一日に複数事業者からの出展希望があった場合、指定管理者の調整に従うこと。

（6） 使用する食材として、1種以上は圏域市での生産品を使用すること。

（7） （6）で使用する圏域市生産品名を、販売飲食物購入者の見える場所に掲示すること。

（8） 販売飲食物（メニュー）を変更または追加する場合は、指定管理者に事前承認を得ること。

（9） 営業時間は開館時間から閉館時間30分後迄の間とすること。ただし、指定管理者が認める場合はこの限りではない。

（10） 館庭内を販売用車両で通行する際は、誘導員を配置し安全管理に最大限の注意を払うこと

（11） 指定管理者と見間違ふ可能性のある服装は避けること。

（12） 出店に伴う物品は全て出店者が準備すること。ただし、館庭で使用する（電源は1400wを上限とする。）及び用水については指定管理者が支給する。

（13） 強風対策・火災防止対策など安全管理を含め、事業者が責任を持って行うこと。

（14） 科学館の指定管理者の責務として必要があると指定管理者が認める場合には、飲食物の販売中止もしくは販売場所並びに販売時間の変更等の指示に従うこと。

4. 出店に関する遵守事項

(1) 基本事項

出店者及びその従業員は次の事項を遵守しなければならない。

- ・ 服装は清潔なものを着用すること。
- ・ 接客にあたっては、好感を与えるよう親切丁寧に行うこととする。
- ・ 売店の装飾は事前に報告することとし、販売商品等を表示する看板を主体とする。
- ・ 販売商品には、関係法令の定めるところにより適正な表示を行い、販売価格を明示する。
- ・ 火気を使用する付近においては、耐火ボード・防災シート等用意し、火災防止に努めなければならない。
- ・ 各店舗の清掃は、店舗周辺を含むゴミ・汚れについて責任を持って行い排出したゴミは全て出店者の責任において持ち帰ることとする。
- ・ 接客態度、店構え、衛生状態等の状況を総合的に判断し、科学館のイメージを低下させるようなトラブルを起こした場合や、規律を破った場合は、指定管理者が出店の継続について判断し、中止することができることとする。

(2) 事故等の処理

- ・ 売店において事故等が発生したときは、出店者が直ちに指定管理者に連絡するとともに直ちに適正に処理を行うこと。

(3) 損害賠償

- ・ 出店者は利用者等第三者及び施設に損害を与えたときは賠償の責任を負うこと。

(4) 禁止事項

- ・ 出店の権利を第三者に譲渡及び転貸もしくは売店の管理運営を委任すること。
- ・ 商品を不当な価格で販売すること。
- ・ アルコール類の提供、販売。
- ・ 危険物等の持ち込み。
- ・ 出店申請品目以外の販売をすること。
- ・ 指定管理者に報告していない火気を使用すること。
- ・ その他、科学館の運営に支障を及ぼす行為を行うこと。

(5) 契約の取り消し

代表者・スタッフなど出店に関わる方が、以下に該当すると指定管理者が判断した場合には、即時契約を解除し、退去を命ずることができる。

- ・ 募集要項および館庭販売委託契約書に記載した禁止事項を行なった者。
- ・ 暴力団、暴力団関係企業若しくはこれらに準ずる者又はその構成員。
- ・ 宗教の布教、広報、販売活動、及びこれに準ずる行為を行う者。
- ・ 連鎖販売取引（いわゆるマルチ商法など）などを行う者。
- ・ 他の出店者、お客様、歩行者への迷惑行為を行う者。
- ・ その他、指定管理者が不適切と認めた行為を行う者。

5. 募集の流れ

- (1) 募集期間：2019年3月20日～3月25日
- (2) 申込方法：別紙「多摩六都科学館 館庭販売 申込書」に記入の上、FAX 又は直接お申込み下さい。
- (3) 抽選の結果は個別に連絡し、公表はいたしません。
- (4) 出店が決定した事業者は、説明会に出席して頂きます。（実施日は個別にご連絡致します）

問い合わせ

多摩六都科学館 担当：角田（つのだ）

TEL042-469-6100 FAX 042-469-4152 E-mail info2@tamarokuto.or.jp